

令和元年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年6月14日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

17番 阿部 雅志

会議録署名議員

5番 藤本 功男                      6番 笠井 安之

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 矢田 正和
会計管理者 藤川 靖人	企画総務部次長 坂東 孝一
企画総務部次長 岩野 竜文	市民部次長 阿部 仁子
健康福祉部次長 寺井 加代子	健康福祉部次長 大森 章司
産業経済部次長 岩佐 賢二	建設部次長 猪尾 正
教育部次長 森北 博文	教育部次長 高田 敬二
吉野支所長 石川 久	土成支所長 成谷 史代

阿波支所長 妹尾 浩子

農業委員会事務局長 吉川 和宏

財政課長 稲井 誠司

水道課長 藤野 芳大

監査事務局長 大木 悠子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 阿 部 守

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 行政報告

日程第 2 市政に対する一般質問

日程第 3 議案第 38号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 39号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 42号 徳島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島縣市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について）

日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）

日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について）

日程第 10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について）

日程第 11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
（阿波市税条例等の一部改正について）

日程第 12 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 13 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市介護保険条例の一部改正について)

(日程第 3 ～日程第 13 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 行政報告

○議長（森本節弘君） 日程第1、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、企業誘致に関するご報告をさせていただきます。

平成26年3月に、本市及び徳島県と工場立地に関する覚書を交わしておりました国内大手の段ボール製造会社、レンゴー株式会社と西長峰工業団地への進出に関し調整を重ねてまいりましたところ、このたびグループ会社で徳島市にある株式会社サンコーが本市へ本社移転することが決定いたしました。株式会社サンコーにおかれましては、西長峰工業団地において令和3年4月までの創業を目指し、この8月に工場建設に着手する運びとなります。先日、ご報告させていただきましたトマトパーク徳島の進出とあわせ、本市への大型案件の進出が決まり、地元雇用の創出や若者の定住、また地域経済の活性化につながるものと大いに期待を寄せているところでございます。引き続き、阿波市の発展につながるオーダーメイドの企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上、企業誘致に関するご報告とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 市長におかれましては、議会のほうからもですが、サンコーさんの誘致を市民は待っておりました。どうかスムーズに進んでいきますよう、ご努力のほうをよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） それでは、日程第2に入ります。

日程第2、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、6番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

笠井安之君。

○6番（笠井安之君） それでは、通告に従いまして、令和元年第2回阿波市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、公務員の働き方改革についての考え方と実施予定について、幼保連携認定こども園の建設状況について、公用車のドライブレコーダー装着について、それから市道舗装劣化に対する取り組みについて、以上4件でございます。

それではまず最初に、公務員の働き方改革についてから質問いたします。

安倍首相が2016年9月、内閣官房に働き方改革実現推進室を設置し、働き方改革の取り組みを提唱されました。しかし、働き方改革とは何かわかりづらいものがあります。本年4月からは、既に大企業において取り組みがなされており、来年4月からは中小企業等も実施することが決定されております。働き方改革とは、一言で言うと一億総活躍社会を実現するための改革ということですが、これは少子・高齢化が進む中でも、50年後も人口1億人を維持し、職場、家庭、地域で誰しものが活躍できる社会をつくるということであり、なぜ50年後も1億人の人口を保ち、全ての人が活躍する必要があるのかということ、労働力を確保するためでございます。このまま少子・高齢化が進むと、日本の総人口はどんどん減っていきます。それにより、当然現役の働き世代も減少し、労働力不足が発生して、経済活動が停滞してまいります。一億総活躍社会の実現とは、将来の労働力を確保することであり、女性や高齢者の社会進出を促進することにより働き手をふやすとともに、出生率を上げて、将来の労働力のもととなる人口をふやし、労働生産性を上げることであります。

そして、これらを実現するために、9つの課題を上げております。

まず1つが、働く人の視点に立った働き方改革の意義、同一労働、同一賃金など、非正規雇用の処遇改善、それから2番目として賃金引き上げと労働生産性の向上、3番目として罰則つき時間外労働の上制限の導入など長時間労働の是正、4番目として柔軟な働き方がしやすい環境整備、それから5番目といたしまして女性、若者の人材育成など、活躍しやすい環境整備、6番目として病気の治療と仕事の両立、7番目として子育て、介護等と仕事の両立、8番目が障害者の就労、9番目が雇用吸収力と付加価値の高い産業への転職、再就職支援の9つのテーマから構成されております。

そこで、このような働き方改革が、阿波市職員を含めた公務員にどのように影響するの

か、特に労働時間の短縮について考えてみますと、公務員といえば世間一般には定時で帰れて給料が安定しているというイメージを持たれておりますが、現状は、近年多発する台風や豪雨などの災害における災害対策本部への出勤や救助活動並びに土日や休日に行われるイベントへの参加、また予算編成などの期限を定められた業務の遂行や、夜間に実施されることが多い事業の地元住民説明会など、多岐にわたる時間外労働が発生しております。また、やむを得ない時間外労働に加えて、以前から残業は美德といったような考えが一般企業や公務員にも強く残っているのではないかと思いますので、この阿波市から長時間労働の見直しを行うことが市内の企業の意識改革に向けても必要でないかと考えるところでございます。

そこで、1番目の質問でございますが、先ほど申しました9つのテーマのうち、労働時間の短縮を初めとする今後の阿波市職員の働き方改革についての考えと実施予定についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 皆さんおはようございます。

笠井安之議員の一般質問、公務員の働き方改革についての1点目、阿波市職員の働き方改革についての考え方と実施予定についてお答えを申し上げます。

働き方改革とは、国の重要政策の一つであります一億総活躍社会を実現するため、働く人々が一人一人の実情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革であります。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保を3本の柱としております。

本市におきましては、働き方改革を喫緊の課題として捉え、まず長時間労働の是正におきましては、職員がより働きやすい職場環境を構築し、いま一層のワーク・ライフ・バランスの実現を目指してまいります。具体的には、時間外労働の縮減のため毎週水曜日をノー残業デーとし、職員の定時退庁促進に加え、意識改革、業務改善、人材育成などのさまざまな観点から長時間労働の是正を図っているところでございます。

次に、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保に向け、嘱託や臨時職員等の非正規職員の採用や勤務条件等について、来年度から会計年度任用職員制度を導入し、非正規職員の待遇改善を行ってまいります。このことによりまして、非正規職員の意欲の向上や優秀な人材の確保につながるものと考えております。

今後におきましても、住民福祉の向上のため、職員が働きやすい職場環境をつくるよ

う、従来にも増して働き方改革への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま安丸企画総務部長から働き方改革における阿波市の取り組みについてご答弁をいただきました。

阿波市においては、長時間労働の是正については職員が働きやすい職場環境を構築してワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、時間外労働の縮減やノー残業デーを設定して職員の意識改革を図っていくとのことでした。また、嘱託や臨時職員等の非正規職員の任用や勤務条件を明確にし、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保を図るために、会計年度任用職員制度を来年度より導入するとのご答弁がありました。これについては、非正規職員の待遇改善につながり、職務に対する意識の高揚と正規職員と変わらない職務への取り組みがなされるものではないかと歓迎するところでございます。

今後、他の自治体の動向を見ながら、公務員のフレックスタイムやテレワークの導入、また職務担当の複数化などにも取り組んでいく必要があるのではないかと考える次第でございます。

この改革は、理事者と市職員が一丸となって取り組んでいくものであると思いますので、検討会などの開催を重ねて、早急に働き方改革の推進が図られますことを期待するところでございます。

続きまして次に、平成17年度阿波市発足以来、順調に職員数が減少してきている中で、今回の働き方改革の実施に伴う職員の勤務時間軽減が図られることにより、人員の確保や補充が必要になり、職員数に必然的に影響を及ぼしてくると思われませんが、今後の職員定数の見通しについて藤井市長のご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 笠井安之議員の一般質問の1問目、公務員の働き方改革についての2点目、阿波市職員の働き方改革の実施に伴う今後の市職員定数の見通しはどうかについてのご質問にお答えいたします。

職員数につきましては、平成17年4月1日の合併時の正規職員数495名が、平成31年4月1日時点では370名となりました。合併時と比較し125名の減となっております。職員数の削減は合併の大きな効果であると考えております。しかしながら、合併時の職員数の4分の1を既に削減しており、これ以上の削減は住民サービスの向上を考えま

すと、慎重に対応する必要があると考えているところでございます。

先ほど安丸部長の答弁でも申し上げましたけども、働き方改革では長時間労働の是正が大きな柱の一つとなっております。そのため、現状の職員数で実現するには、職員の能力が最大限に発揮できるような職員配置の適正化、意識改革、業務改善や再任用職員制度の有効活用を図るなどの取り組みが必要になると考えております。近年の行政ニーズの高まりが多様化する中、職員定数の適正化を図りつつ、働き方改革を実現させ、住民福祉の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま藤井市長より、阿波市職員の働き方改革の実施に伴う今後の市職員定数の見直しについてのご答弁をいただきました。その中で、阿波市の正規職員の数は合併当時より125名の減となっているとのことでございました。この成果は、理事者を初め、職員各位の努力の結果だと思っております。しかし、再任用や臨時の職員は、現状では阿波市発足当時より増加しているのも事実でないかと考えております。

職員定数削減は、人件費の縮減による市財政の安定にも最も影響を及ぼすものでありますが、そのことによって業務の停滞や市民サービスの低下を起こさないよう、働き方改革との関係でどの辺の数字が適正な数字かということをご検討願いたいというふうに思っております。これで1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目でございます。

幼保連携型認定こども園の建設状況についてお伺いいたします。

本年度において、建設予定の認定こども園は、既に工事が着工されているのは久勝と伊沢の2カ所であります。今後着工が予定されております柿原、林、市場においては、いまだに工事は着工されておられません。なお、大俣については来年度の予定でありますので、今のところは問題がないかと思っております。来年4月開園予定の5カ所についての状況をお伺いいたします。特に伊沢認定こども園は、公営で建設がされていることから、進捗率は逐次に把握できるものと思いますが、その他の民営により建設される久勝、林、市場、柿原についての進捗率はどの程度かお伺いします。

また、2番目に、近年の建築関係の情報によりますと、東京オリンピック関連の施設建設により多岐にわたって建設資材が高騰しているとのことであります。特に高力ボルトなどは生産が間に合わないなどの品薄状態になっており、当然価格が高騰しております。そ

の他、一部資材についても、同様に価格の高騰や品不足を起こしているのが現状だと聞いております。

こういった中、2つ目の質問として、公営、民間を問わず、建設費用の高騰による工事の請負契約額の変更はないのかについてあわせてお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 笠井安之議員の一般質問、2問目の幼保連携認定こども園の建設状況についての1点目、本年度建設中の認定こども園の工事の進捗状況は当初の計画どおりかのご質問に答弁させていただきます。

阿波市では、子育て応援のまちづくりを目指し、保育、教育を一体的に行い、子どもの健やかな成長を育む環境づくりのため、全ての幼稚園、保育所を認定こども園に移行する整備を6カ所進めています。そのうち民設の、仮称ですが、久勝かもめこども園と、公設の伊沢認定こども園の2園につきましては、建設工事に着手しています。それぞれの工事の進捗状況につきましては、両園ともに敷地の整地や造成工事が完了し、建設の土台となる基礎工事に着手し、久勝かもめこども園が進捗率約15%、伊沢認定こども園が進捗率約9%とほぼ予定工程どおりの進捗となっており、令和2年4月1日の開園に向け順調に進んでいます。また、民設の、仮称ですが、かきはらこども園、はやしこども園、市場かもめこども園の3園につきましても、現在和田島福祉会、かもめ福祉会がそれぞれ入札手続を開始しており、7月の中ごろには施工業者が決定し、こちらも令和2年4月1日の開園を目指し、施設整備が行われる予定です。さらに、公設の大俣認定こども園は、現在基本計画が完了し実施設計を行っており、令和元年12月から施設を整備し、令和3年4月1日に開園する予定です。引き続き民間とも連携し、認定こども園の計画的な整備に努め、子育てするなら阿波市の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の建設費用の増嵩による予算の見直しはあるのかについて答弁をさせていただきます。

建築費用が増嵩する要因として、設計外の軟弱地盤が見つかり地盤改良が必要になった場合や、工期中に人件費や資材費が大幅に変動した場合などが考えられます。現在、工事に着手している久勝かもめこども園、伊沢認定こども園につきましては、設計どおり順調に工事が進められており、大幅な設計変更の予定はありません。また、長期の工事期間中に人件費や資材費が著しく変動した場合、通常予見不可能な価格の変動に対する措置、いわゆる全体スライドを適用し建設費を見直すことがあります。本市で整備する6つの認

定こども園は工期がおおむね12カ月程度のため、全体スライドの対象とはならず、建築費用を見直すことはないと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま野崎健康福祉部長よりご答弁をいただきました。ご答弁によりますと、本年度建設予定の認定こども園のうち、既に着工されている久勝は木造平家建て、また伊沢は鉄筋コンクリート2階建てということで、現在ほぼ予定どおりの進捗状況であるとのことでありました。その他の林、市場、柿原の民間が実施する3カ所については、7月に施工業者が決定し、施設の建設が行われる予定だということでありました。また、そのうち林地区こども園は鉄骨2階建てということで、先ほど申しましたように、高力ボルトなどの資材不足の影響を受ける可能性があることが予想されますので、関係者と十分に連絡をとりながら、来年4月1日開園予定に影響を及ぼさないよう、担当者のご配慮をお願いいたします。

また、2つ目の質問であります建設の請負額の変更は発生しないということでございましたので、了解をいたしました。

続きまして、3番目の公用車へのドライブレコーダー装着についてということで質問させていただきます。

まず、1番目の過去3カ年の公用車の交通事故件数についてでございます。過去3カ年、阿波市において重大な交通事故が発生し、とうとい命が失われております。特に高齢者が運転する車が事故に巻き込まれました案件が多数あります。阿波市における交通事故の発生件数は、平成30年交通事故白書によりますと、平成28年には141件発生し、死者2名、負傷者175名、平成29年には124件発生し、死者5名、負傷者148名、平成30年には97件の発生で、死者4名、負傷者120名となっております。事故件数は減少しているものでありますが、死者は若干増加をしております。阿波市に住む以上、車の運転は必要不可欠なものとなっております。特に高齢化が進む阿波市にとっては、昨年の交通事故死者4名は全て高齢者であり、近年の高齢者が絡んだ交通事故は他人事でない状況であります。

そんな中、阿波市は公用車を現在166台所有していると聞いておりますが、毎日業務で使用、運行されている中で、交通事故の加害者になったり、あるいは他の事故に巻き込まれたりすることが多くあると思うわけであります。

そこで、1つ目の質問として、過去3カ年の公用車が絡む交通事故件数について、また2つ目として、公用車側に過失があった場合の相手方に対する補償はどうなっているのかをあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 笠井安之議員の一般質問、公用車のドライブレコーダー装着についての1点目、過去3年間の公用車の事故件数、2点目の質問、公用車に過失があった場合の損害賠償実績についてお答えを申し上げます。

まず、過去3年間の公用車の交通事故件数につきましては、平成28年度が12件、平成29年度が9件、平成30年度が10件、合計で31件発生してございます。

次に、公用車に過失があった場合の損害賠償実績についてでございますけれども、本市の公用車は全国自治協会の自動車損害共済に加入をしております、事故の過失割合に応じ保険金が支払われることとなっております。過去3年間に発生いたしました31件の事故のうち、共済保険を適用した事故は11件となっております。その賠償額は3年間の合計で約270万円となっておりますが、全額が自動車損害共済から支払われております。

なお、共済の加入は、市役所の公用車を一括して登録契約しており、保険の支払いが発生いたしましても掛金は変わらない契約となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま安丸企画総務部長よりご答弁をいただきましたが、過去3年において公用車が絡む交通事故が31件発生しているとお答えでありました。これは、加害者側、被害者側かは別にすることにして、意外に多い数字だなという認識であります。毎日自動車を運転している以上起こり得ることではありますが、避けようのないもらい事故的なものはあるものの、高い安全運転の意識を職員一人一人が持つことにより防ぐことができた事故も幾つかはあったのかなと思うわけであります。その上で、さらなる交通安全への意識を望むところであります。

また、2つ目の質問であります公用車に過失があった場合の損害賠償実績については、過去3カ年を含めて11件で、270万円の損害賠償実績があるとのことでした。これは、全国自治協会の自動車損害賠償共済より保険が支払われたものだということですが、加入内容、限度額等の検討を再度していただきまして、市職員の精神的な不安を少なくしていただきたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、ドライブレコーダーの装着についてでございますが、去る4月12日の徳島新聞に、県内自治体の公用車にドライブレコーダーの導入進むという記事が掲載されておりました。この記事によりますと、県内自治体における公用車は3,800台、そのうち13.39%となる509台にドライブレコーダーが設置されているとのことでした。特に石井町においては、100%の装着率となっております。我が阿波市においては、装着率がゼロ%であります。契約管財課に問い合わせたところ、現在は車両の更新等により、2台に装着されているとのことでした。

先ほど伺った公用車が絡んだ交通事故の責任度合いの検証や示談交渉には、公用車に乗務した職員は公務員としての立場で正当性を強く主張できないこともあったのではないかと考えております。ドライブレコーダーは、走行中の映像はもちろん、音声も記録できることから、事故の原因や責任度合いの究明に有効になってくることは間違いありません。一方で、市民の方々からは、職員の交通マナーについての意見もいろいろと耳にしております。ドライブレコーダーを公用車に装着することによって、職員の交通マナーの向上にもつながってくるのではないのでしょうか。また、本年度に各小学校の通学路への設置が決定しております防犯カメラは、それぞれ1基ずつということになっておるため、まだまだ十分な状態ではありません。そこで、公用車へのドライブレコーダーを装着することによって、市内全域を走行する公用車は防犯カメラの補完的機能を発揮できるものと考えております。

そこで、3つ目の質問として、今後の公用車へのドライブレコーダー装着計画の有無についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 笠井安之議員の再問であります。

公用車に対するドライブレコーダーの装着計画の有無についてお答えを申し上げます。

4月12日の徳島新聞では、県内24市町村のうち20市町村がドライブレコーダーを導入し、事故発生時の状況、職員マナーの向上や走る防犯カメラとして地域の見守り活動に役立っているとの記事が掲載をされました。

本市におきましては、現在一昨年に1台、昨年購入した公用車に1台、計2台のドライブレコーダー搭載車を保有しております。現在、本市が保有しております公用車全てにドライブレコーダーの搭載が直ちに必要とは考えておりませんが、事故などまさかのときの状況把握などのためには有用であるため、公用車の使用率の高さや更新時期を踏まえ、計

画的に導入していくよう検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、公用車を使用する全ての職員への交通安全の講習、啓発、マナー研修などを実施いたしまして、交通事故の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ドライブレコーダーの装着計画については、現在公用車2台のみにドライブレコーダーが装着されているとのお答えでございますが、これは他市に比べて余りにも少ないと思うわけであります。昨今の交通事情をご理解いただき、財政上の問題はるかと思っておりますが、阿波市職員を守るとともに市民を守るため、一日も早い導入についての計画策定をお願いいたします。

また、先ほども申しましたように、ドライブレコーダーの装着は職員の交通マナーの向上と防犯カメラの代替としての役割をなすものでありますので、関係各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、最後の項目になりますけれども、市道の舗装劣化に対する取り組みについてを質問させていただきます。

市内全域の道路事情を見ても、国道318号線を初め、主要地方道鳴門池田線や船戸切幡上板線などの県道とその他市道は、建設以来相当な年月がたっている道路も少なくありません。特に市道は簡易舗装の箇所が多く、舗装面から雑草が生えているところや路面のアスファルト舗装が剥がれて大きな穴があいたり、路盤の陥没により舗装面が下がったり、クラックが入っている道路も多く見受けられます。近年の車の大型化により、道路への影響は建設当時と比べて年々大きくなっているように感じております。市道の舗装方法には、しっかりと路面を改良した上でアスファルト舗装がなされたものから簡易的な防じん舗装までさまざまな道路があります。特に農道として建設された後に市道として認定された道路については、台風や梅雨時期の降雨によってできた水たまりが常態化し、舗装面の劣化を加速させている状況でもあります。市建設課のご配慮により、路面の傷んだ箇所にはアスファルトのレミを入れたり、工事費50万円までの随意契約の範囲内で応急処置をしていただいておりますが、なかなか効果があらわれていないのが現状でございます。

そこで、1番目の質問でございます。

市道の経年劣化により、悪化の一途をたどっている舗装の更新基準はあるのかについて

て、担当部長にお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 笠井安之議員の一般質問、4問目、市道の舗装劣化に対する取り組みについての1点目、市道舗装は経年劣化により悪化の一途をたどっているが、舗装の更新基準はあるのかとのご質問にお答えいたします。

市が管理する市道の総延長は約1,076キロメートルであり、そのうち約9割が舗装道となっております。近年、交通状況の変化や経年劣化、また道路埋設物等により路面のひび割れやわだち掘れが生じている路線が多く、毎年市民の皆様から舗装更新のご要望が数多く寄せられ、舗装の老朽化に対する更新が追いついていないのが現状でございます。議員ご質問の舗装の更新基準について、本市としては明確な基準は定めておりませんが、通常アスファルト舗装の耐用年数は一般的に10年程度とされており、それを経過しますと、車両の交通荷重や埋設物等にも左右されますが、舗装面の劣化やひび割れ等の傷みが生じてまいります。舗装更新のご要望をいただく路線については、合併以前に舗装工事を実施した路線が多くを占め、完成後約20年以上が経過しておりまして、さらに農水管等の道路埋設物等の影響で傷みが加速している路線も多数存在することから、今後ますます舗装の更新要望が増加するものと思われまます。

現在の舗装更新実施箇所選定につきましては、担当職員による現地調査を実施の上、老朽度及び利用頻度等の評価を行い、あわせて地元要望を考慮し、年度予算の範囲内において優先順位をつけ実施しております。

また、主要な幹線道路である阿波町の市道阿讃山麓線広域農道を初めとする路線につきましては、平成29年度に策定しました阿波市道舗装長寿命化修繕計画に基づき、舗装の凹凸、ひび割れ、わだち掘れ等の老朽度を把握するための路面性状調査を実施し、更新が必要な区間、距離、路面損傷度の順位づけを行い、路線の交通量も考慮しながら、合併特例債を活用し計画的に舗装更新工事を進めていくところでございます。

今後におきましても、主要な幹線道路については、この修繕計画に基づき適正な舗装更新を進めるとともに、市民の皆様から数多くご要望が寄せられている身近な生活道路につきましても、路面の状況を適正に判断しまして、計画的な舗装更新工事の発注に努め、市民の皆様が安全・安心して利用できる市道整備に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 川野建設部長よりご答弁をいただきました。

阿波市が管理する市道の総延長が1,076キロメートルあり、そのうちの約9割が舗装されているとのことでした。舗装劣化の原因には、耐用年数の超過による経年劣化、道路埋設物等による路面のひび割れやわだち掘れなどが主な原因であるとのことでした。経年劣化については、市民の方々からの道路新設や改良、拡幅の要望により建設したものがほとんどであります。その後のメンテナンスについては全てについて手が届かないのが現状だと思われま

す。また、埋設物による影響については、水道管や農水管の埋設が主なものだということですが、舗装工事が済んで間もなく管水路工事が施工され、せっかく仕上げた舗装がまた掘り返されるといったことが往々にして見受けられたり、管の漏水により路面の陥没が発生し、舗装の損傷が生じることもあります。これらについては、管工事の適切な施工や関係事業者との十分な関係を構築することによって、舗装劣化の予防保全につながるのではないかと考えるところでございます。

舗装の更新基準については、基準を現在定めていないということですが、舗装更新箇所の選定については、担当職員により老朽度や利用頻度の評価を行うとのことでありましたので、今後においてさらなる更新基準の作成もご検討いただけたらなというふうに考えております。

続きまして、舗装更新のための予算についてお伺いいたします。

市道延長が1,000キロメートルを超えると先ほどお聞きしましたが、現状を見たときに、この市道延長に対する舗装の更新予算は余りにも少な過ぎるのではないかと考えますが、過去3カ年の実績と本年度を含めて、今後の市道舗装予算の増額についての見通しを木具副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 木具副市長。

○副市長（木具 恵君） 笠井安之議員の一般質問、本年度の市道舗装更新予算と今後の予算増設措置についての答弁をさせていただきます。

舗装更新予算につきましては、予算費目、道路新設改良費に予算計上を行い、予算の範囲内において計画的に更新路線を選定し、事業を進めております。道路新設改良費における舗装更新予算の推移は、平成28年度が約7,300万円、平成29年度が約8,500万円、平成30年度は約8,000万円となっており、おおむね年平均8,000万円を計上しております。本年度当初予算では、消費税増税を視野に入れ、前倒しで前年度当

初予算より約2,500万円を増額し、既に前年度並みの約7,800万円の予算を計上しているところがございます。さらに、市民の皆様のご要望にお応えするとともに、毎年梅雨等の大雨により舗装の損傷が激しくなることから、9月市議会に舗装更新予算を計上し、ご審議いただく予定としております。

先ほど建設部長より答弁させていただきましたが、市道の舗装は敷設後20年が経過したものが多く、今後多くの予算が必要となってまいります。こうしたことから、市の中期財政計画では、道路新設改良費における道路の新設予算を段階的に減額し、かわって舗装更新を含む道路の修繕経費を増額することとしております。今後も舗装更新に充てる予算を計画的に増額し、適正な予算配分のもと、ご要望いただく生活道路の舗装更新の対応を少しでも早めるとともに、主要な幹線道路の舗装更新につきましては合併特例債の活用を初めとした計画的な更新に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま木具副市長より、本年度の市道舗装更新予算と今後の予算増額措置についてご答弁をいただきました。

本年度は約7,800万円の予算を計上し、舗装更新を実施するということでありました。今後は、広域農道などの幹線道路については、阿波市道舗装長寿命化修繕計画に基づき、合併特例債を活用して舗装の更新を実施するというご答弁でありました。また、一般市道については、総枠の増額は難しいとのことですが、市民からの要望が一番多いのは生活道路の舗装更新であります。穴ぼこだらけの市道は、市民生活を阻害するだけでなく、通勤通学の交通事故原因にもなりかねませんので、中期財政計画との兼ね合いはあるかと思いますが、計画のさらなる見直しも含めてご検討をお願いしたいと思うところがございます。

また、木具副市長は、先ほどおっしゃいました道路新設改良予算を減額し、道路の舗装更新に充てるということも一案でございますので、できる限り多くの市民の方々の要望がかなえられますよう、要望をいたしておくとおころでございます。

以上をもちまして今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで6番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

中野厚志君。

○7番（中野厚志君） それでは、議席番号7番、日本共産党、中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

今回は3つの質問をさせていただきます。

まず、1番目、安全・安心に暮らせるまちづくり推進について。

阿波市を活力ある暮らしやすい地域にするために、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するということはとても重要です。安心・安全な暮らしという観点から3つの質問をさせていただきます。

1つ目は、交通安全の観点からです。

阿波町中央東西線に小・中学生の安全な通学を保障するために自歩道がつくられていますが、何カ所か未完成のため、車を運転する方から、急に右側通行の自転車があらわれて危ないという声が聞かれます。側溝にふたがないところもあり心配です。それで、1つ目の質問は、阿波町中央東西線の自歩道工事の今後の計画、予定についてお答えください。

2つ目は、公共施設の耐震化についてです。

近い将来起こるであろうという大地震に備え、小・中学校は耐震化工事も終了し、伊沢認定こども園等のこども園も次々と建設していく予定です。学校関係はほぼ耐震化も来年3月までには達成できると私自身の中では理解しています。他の公共施設については、旧阿波市役所の免許センターや土成図書館、公民館の建設工事も来年3月には完成すると理解しています。しかし、現実には耐震化工事が必要な施設もあるのではということで、2つ目の質問は、公共施設の耐震化の達成率はどのくらいか。100%でないのなら、今後の計画、予定をお答えください。

3つ目は、水害対策についてです。

阿波市の一番西の端に小さな切戸谷川があります。吉野川への出口には樋門もあります。平成16年10月の集中豪雨でこの辺一帯は田畑、道路も冠水し、池のような状態になり、舟での救出もありました。それ以降は水害に襲われることはありません。地域の住

民の不安はそれでも消えていません。ということで、3つ目の質問です。切戸谷川には樋門がありますが、樋門だけで洪水時の対応はできるのでしょうか。この地域への水害対策についてお答えください。

以上3つ、よろしくお願いします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 中野議員の一般質問の1問目、安全・安心に暮らせるまちづくり推進についての1点目、阿波町中央東西線の歩道工事の見通しはとのご質問にお答えいたします。

市道中央東西線は、阿波町を走る幹線道路であり、また通学路でもあることから、朝夕の通勤通学時間帯には多くの車両が行き交うとともに、徒歩や自転車で学校に向かう児童・生徒も多く通行しております。このような状況を踏まえ、平成6年度より児童・生徒の交通事故防止と道路交通の円滑化を図ることを目的に整備に着手し、現在も国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業を活用した自歩道整備を計画的に進めております。現在、久勝小学校、阿波西高校のある久勝地区と伊沢小学校、阿波中学校のある伊沢地区において事業を実施中であり、平成30年度までの進捗状況は、久勝地区が計画延長3,320メートルのうち3,091メートルが完成し、進捗率は約93%、伊沢地区は計画延長1,168メートルのうち1,037メートルが完成し、進捗率は約89%となっております。

令和元年度においては、伊沢地区の旧阿波市役所北側、県道志度山川線バイパス交差点付近の用地買収を計画しており、次年度以降については買収が完了しております両地区の工事に着手したいと考えております。しかし、事業に着手してから24年が経過した現在においても、一部区間では用地承諾が得られず未整備のままの区間も存在しております。このことから、今後も未整備区間の解消に向けまして、用地関係者のご理解がいただけるよう粘り強く交渉を継続するとともに、早急に整備が必要で事業に理解が得られない箇所につきましては、緊急的な対策として、一部の区間で実施しております既設水路にふたをして路肩幅の確保を行う安全対策も検討していきたいと考えております。

現状においては、補助事業の内示額や用地交渉の進捗ぐあいに関係することから、整備区間全線の完成見通しは立てられない状況ですが、次年度以降も必要な事業予算の確保に努め、児童・生徒の安全な通学路の確保に向けまして自歩道整備区間全線の一刻も早い完成が図られるよう事業を展開してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 中野議員の2点目のご質問であります公共施設の耐震化の達成率と今後の予定について、企画総務部よりお答えを申し上げます。

現在、本市が阿波市公共施設個別管理計画に基づき管理する公共施設は、本年4月末現在256施設あり、耐震化率は約74%となっております。公共施設は、設置目的や使用頻度、利用者が施設によって異なるため、これまで学校関係施設や指定避難所を優先して耐震化を進めてまいりました。特に学校関係施設は、平成26年度に全ての幼稚園、小学校、中学校の耐震化を完了させております。

現在、本市の公共施設33カ所の指定避難所で耐震基準を満たしていない八幡公民館、大俣公民館の2施設につきましては、今年度八幡公民館の耐震改修工事を実施し、大俣公民館につきましては実施設計を行った後、来年度に改築工事を行う予定としております。このことによりまして、本市の指定避難所全ての耐震化が完了することとなります。

今後、老朽化が進んでまいります公共施設の維持管理、更新等のため、昨年度創設いたしました阿波市公共施設等総合管理基金を活用しながら、引き続き市民の皆様が安心して公共施設をご利用いただきますよう、順次耐震化を含めた適切な管理運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、3点目のご質問であります。

切戸谷川の樋門について、樋門だけで洪水時の対応はできるのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、切戸樋門周辺地域におきましては、平成16年10月、日本列島に甚大な被害をもたらしました台風23号によりまして、その周辺一帯が冠水をいたしております。要因といたしましては、記録的な雨量もさることながら、吉野川の水位上昇に伴い、曾江谷川河口付近の堤の未整備地域から切戸樋門周辺地域への雨水の流入によるものと認識をさせていただいております。その後におきましては、堤の未整備地域には現在堤防がつくられ、これによりまして曾江谷川からの流入はなくなっております。また、東に隣接する西林樋門周辺には、平成28年に西林排水機場が完成し、こちらからの流入もなくなっている状況であります。

このようなことから、昨年西日本に甚大な被害を及ぼしました平成30年7月豪雨におきましては、数日間にわたる吉野川の水位が大幅に上昇したにもかかわらず、切戸樋門は

閉鎖するまでには至っておりません。この要因といたしまして、本市に設置されております樋門の中でも切戸樋門が比較的高い位置に設置をされていること、また吉野川の本流が切戸樋門から遠く南岸付近にあり、さらには濁流による水圧が当たってこないことなどの大きな要因が考えられております。このように、現在切戸樋門周辺地域の冠水の危険性につきましては、かなりの改善がされていると認識をさせていただいておりますけれども、台風等豪雨時には、樋門を管理しております国に対しましてその閉鎖について適切に行うよう要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございます。

1番目の自歩道整備につきましては、児童・生徒の安全な通学路の確保のため、用地関係者との粘り強い交渉の継続と安全対策をよろしくお願いいたします。また、現在阿波町は伊沢地区と久勝地区で行われておりますけれども、林地区のほうからも中央東西線の自歩道工事をしてほしいという、そういう要望も出ておりますので、また今後よろしくお願いいたします。

2つ目の公共施設の耐震化につきましては、順調に進んでおるということで、ほとんど避難施設については100%達成されとるというふうに理解できました。それ以外の残っている施設の耐震化工事も、地域住民のために早目の取り組み、完成を目指してください。

3番目の切戸谷川のある地域の水害対策が曾江谷川河口の堤防の完成と西林に新しくポンプ場が設置されたことで、かなり前進し、洪水に対するガード力も強化されているということがよくわかりました。このことを地域住民の方々に伝えたいと思います。

それでは、2番目の質問に参ります。

健康で豊かな生活を保障するための施策について。

私自身は中度の難聴者です。現在も両耳に補聴器をつけております。日本の難聴者は推計1,430万人と言われております。国民の10人に1人以上です。80代の方々の9割が補聴器の必要な聴力になっています。その中で、補聴器保有率は14.4%の約210万人です。手厚い公的補助のある外国の例を言いますと、アメリカは30%、ドイツは36%、フランスは41%、イギリスは47%の保有率で、日本の14.4%の約2倍から3倍です。補聴器は、片耳だけで二、三十万円と高く、保険適用でないため全額自己負担

となります。年金暮らしの人間は、補聴器が高くて買えないという悲鳴を上げています。憲法25条では、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。何か公的補助はないのかということで質問します。本市では補聴器購入に関する補助制度はどうなっているのか、お答えください。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 中野議員の2問目、健康で豊かな生活を保障するための施策について、補聴器購入に関する補助制度はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

補聴器を購入する制度としては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度がございます。この制度は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就業場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来社会人として独立、自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替える用具について購入または修理に要した費用の全部または一部を支給する制度です。この制度の支給対象者は、身体障害者手帳をお持ちの方で、本人の負担については補装具基準額の1割が自己負担となりますが、基準額を超える場合は、その差額も自己負担となります。また、世帯の収入に応じて負担の上限額が定められています。市民税課税世帯の場合は3万7,200円が上限となっており、生活保護世帯に属する者及び市民税非課税世帯は、補装具費基準内であれば費用を負担する必要はありません。なお、市民税課税額が46万円以上の世帯は、補助対象外となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

公的な支援として、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、身体障害者手帳を持っている方は原則1割負担というのがわかりました。また、市民税課税世帯の場合は3万7,200円が上限となっておるということもわかりました。

しかし、障害者手帳が交付される基準は、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度、重度難聴者です。難聴者全体の8%にすぎません。私は現在大体中度なんで40デシベルですが、これぐらいからが補聴器をつけるんがいいというふうに言われております。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にする生活の質の低下を招き、鬱や認知症の原因などとも指摘されています。憲法25条2項では、国は全ての

生活不便について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。

先進地域の例ですが、千葉県浦安市では、難聴のため補聴器が必要であると医師の証明があれば、身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方が購入した場合は3万5,000円を上限に助成する制度があります。また、昨年12月、兵庫県議会は、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるという意見書を全会一致で採択しました。それを受けて、2月26日の兵庫県議会では、議員が一般質問で難聴者の補聴器購入に対する公的補助を取り上げ、国の補助制度の創設とともに、県独自の助成制度創設を求めました。兵庫県知事は、国に補助制度の創設はしっかり要請したい、県としてはその状況を見きわめながら対応したいと答えています。

市として、県や国に対して補助額拡大の要望をしていただくとともに、市独自の補助の拡充を考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の質問に参ります。

給食費の無償化についてです。

給食費といいましても保育所、幼稚園の場合ですけれども、今回10月に幼保無償化というのがありますけれども、これはよく見ますと、大きな問題点があります。

1つ目は、国は、幼保無償化というあめをしゃぶらせて、消費税というむちを打とうとしています。保育料は所得に応じて傾斜配分されており、住民税非課税のひとり親世帯などの保育料は免除されているため、低所得者層には無償化の恩恵は極めて限定的か全くなく、消費税増税による傷みだけが押しつけられることとなります。

2つ目は、公的保育制度や保育の質の後退につながる、そういう心配があるということです。改定法では、無償化に係る市町村の負担割合が対象施設によって異なり、私立の保育所は国から2分の1補助が出るのに対し、公立保育所は市町村の10割負担となります。これでは公立保育所が多いほど自治体の負担がふえることとなります。保育経験を長年積み重ねてきた公立保育所は、研修や相談先、手のかかる困難事例の受け入れなど、保育の質を確保する上で重要な役割を果たしています。また、自治体の指導監督や巡回指導の人材供給源としても欠かすことができません。しかし、公立保育所の運営費が一般財源化された2004年度以降、公立保育所施設数は激減しました。また、公立保育所に勤務する保育士さんの数も、14年間で8割に減少しました。10月の無償化でさらに市町村の負担がふえることを考えた阿波市も、本年度、久勝保育所だけだったのが、2020年

には久勝、市場、柿原、林と民営化を加速させたと言わざるを得ません。保育の質の低下が起きないように管理監督を徹底していただきたいと思います。

3つ目は、3歳から5歳までの保育料は無償化されますが、送迎費、食材料費、幼児費などはこれまでどおり保護者の負担になります。給食費負担の説明として、給食費は自宅で子育てを行う場合でも同様にかかる費用であり、保育所を利用する保護者にも費用を負担するのが原則と言っていますが、給食もおやつも保育の一環、今日の給食には食生活の格差を縮小して健康を支える役割があり、少子化や子どもの貧困問題への対策と位置づけられます。また、家庭で満足な食事がとれない子にとっては、給食はセーフティーネットになっています。そういう声がたくさんあり、子どもの健康や意義を考えれば無償化してもよいのではないかと考えます。市のお考えをお聞かせください。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 中野議員の3問目、給食費の無償化について答弁させていただきます。

本市では、子育て応援のまちづくりに向け、あわっ子はぐくみ医療費助成の拡充を初めとする保護者への経済的支援のほか、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業など、多様な子育て支援サービスの提供を行っています。また、国は消費税率10%への引き上げにあわせ、10月から幼児教育、保育の無償化を実施することとしておりますが、本市では国の保育料の無償化に先駆け、昨年10月から、3歳から5歳児の第2子以降の無料化を所得制限なく行うなど、多くの子育て支援策を実施しています。

一方国は、給食費について、幼稚園は実費、保育所は利用料に含め、全額保護者に負担を求めています。本市では、保護者の負担を少しでも軽減するため、幼稚園の給食費の一部を市が負担することで1食247円と安価な金額で給食を提供しています。仮に本市の幼稚園、保育所等に通う児童の給食費約480人分を無償とした場合、市の財政負担額は約2,800万円となり、大きな財源が毎年継続して必要となります。給食費の無償化につきましては、国の動向や他の市町村の動向を踏まえ、財政とのバランス、また保育所等に通う子どもと自宅で育児を行う家庭とのバランスを図りつつ、研究を進めるとともに、引き続き子育て支援策をあらゆる面から検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

本市では、多様な子育て支援サービスを行い市の給食費の一部を負担していますし、財政等のバランスを考え、ここは無償化はできないということですが、それにかわるいろんなサービスを行っているということがわかりましたので、ちょっと安心いたしました。しかし、10月に導入される消費税、根本的に消費税に頼らない、そういう社会福祉とか社会保障とか、そういうのをやっていく必要があるかと思っています。なぜ消費税を上げるんですか、社会保障に使うためですとよく言われますが、現実問題として、消費税が上がってから社会保障費は逆に削られています。一体どこに使われているんですかという疑問を持っています。消費税に頼らなくても、学校給食の無償化、幼児教育、保育、給食費の無償化ができる財源は十分捻出できます。大企業優遇の税の仕組みを正して4兆円が捻出できます。また、これも非常におかしな話ですが、所得が1億円以上になると税率が下がる、そんな大金持ち優遇税制などを見直せば3兆1,000億円が出てきます。また、日本にたくさんある米軍基地への思いやり予算などを見直せば4億円、合わせて7兆5,000億円が捻出できます。そうすれば、学校給食の無償化どころか、大学の授業料も半分にできますし、最低賃金も1,500円に上げることができます。

このように、消費税に頼らない、そういうこともこれからは考える必要があると思います。消費税はとにかく貧しい人たちに一番負担をかける悪税です。そういう考え方をぜひわかっていただきたいと思います。子どもが学び成長する権利を保障する観点から、市として独自の支援策を今後検討をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

小休いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、再開いたします。

次に、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

後藤修君。

○3番（後藤 修君） ただいまから3番後藤修が一般質問をいたします。

まず、平成30年第3回阿波市議会定例会一般質問で私も質問させていただきました建築基準法施行令に違反しているブロック塀について、要望させていただきました私有プロ

ック塀撤去について、撤去費用の一部を市で補助できないかについて、阿波市危険ブロック塀等安全対策支援事業として、災害時にブロック塀等の倒壊による被害や避難所等の通行の妨げとなることを防止するとともに、市民の安全及び安心を確保することを目的とし、避難路や避難所に面した危険性の高いブロック塀等の撤去及び安全なフェンス等への建てかえに対して助成を行うということを6月より実施するようになり、感謝しております。この事業については、小さい子どもたちの命を守るための事業であり、南海トラフ地震に備えて継続していただければと思います。

さて、今回の一般質問に入りたいと思います。

大枠で3問の質問をさせていただきます。

1問目は、令和元年から2年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通について。2問目は、選挙投票率向上について。3問目は、公衆トイレや公衆Wi-Fiについてです。

1問目の質問に入りたいと思います。

令和元年から2年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通についてです。最近、高齢者ドライバーによるブレーキとアクセルの踏み間違い、高速逆走事故、反応おくれによる事故が多発しています。4月には、池袋の路上で母子2人が犠牲になり、10人が負傷した事故では、昨日のニュースで加害者は最初の接触事故の後パニックになってアクセルとブレーキを踏み間違えた可能性があるとして供述しています。また、6月にも福岡で逆走、5台衝突、9人が死傷する事故がありました。昨日も、西宮で69歳の方が園児の17人の列に車を突っ込むという最悪な事故が起こってしまいました。高齢者ドライバーによる死亡事故が全国各地で相次いでいます。それに伴い、歌手で俳優の杉良太郎さん74歳が今月7日に運転免許証を自主返納したことは、まだ記憶に新しいことではないでしょうか。地方では、住民の足となる車に乗れない状況をみずからつくり出すことは死活問題だと言ってもいい状況であります。

それを解消するために、本市では4月1日よりデマンド型乗り合い交通がスタートし、はや2カ月がたちます。デマンド型乗り合い交通の実態を把握するために、先日私も吉野川医療センターに伺いました。この日の午前中に、緊急の患者が救急車で2回来ていました。予約していた患者さんも2時間近く待っている状況でした。諸般の事情で帰りの時間が予約時間より遅くなる場合について、本市のデマンド型乗り合い交通はどう対応しているのか疑問になりました。

1点目として、病院利用者の方の帰りの時間が不確定な場合はどのように対応しているのか。

2点目については、4月1日よりスタートし、今現在の登録利用者数の進捗状況などを確認したいと思います。計画として、平成30年12月の第4回阿波市議会定例会でお聞きした数字として、登録者数は2,300人、利用者数につきましては年間延べ1万人、1日当たり40名程度の目標であったと記憶しております。平成31年4月26日に開催されました阿波市地域公共交通活性化協議会の報告では、利用登録者数、平成31年4月19日現在、吉野町54人、土成町67人、市場町203人、阿波町114人の合計438人と、19日余りではありますが、目標の19%とかなり高い数字と聞いております。また、利用状況、平成31年4月1日から平成31年4月19日、運行日15日間で利用者数は194人、1日平均13人、これも目標の32.5%と高い数字となっていると思います。

2点目の質問として、現在の利用登録状況及び利用状況について、町別での登録者数と1日平均の利用者数及び吉野川医療センターの予約状況はどうなっているのか。

以上2点を一括で答弁願います。

○議長（森本節弘君） 後藤議員、デマンド型乗り合い交通は、運行でなしに、今実証実験中なんで、それだけ確認しておきます。

（3番後藤 修君「了解しました」と呼ぶ）

答弁をお願いします。

安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 後藤議員の一般質問、令和元年から実験運行されておりますデマンド型乗り合い交通についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の病院利用者の方の帰りの時間が不確定な場合はどのように対応しているのかというご質問にお答えを申し上げます。

阿波市デマンド型乗り合い交通の予約につきましては、予約日の1週間前から1時間前までの予約が可能となっております。予約の際には時間に余裕を持ってのご利用をお願いしております。議員ご質問の帰りの時間が不確定な場合ですが、利用される1時間前までに予約センターへの連絡をお願いしております。また、行き帰りの予約を同時にされている方は、帰り時刻に変更がある場合も1時間前までにキャンセルまたは時刻の変更を予約センターへ連絡いただくことで対応させていただいております。指定時

間に予約が集中している場合は、希望時間の予約ができない場合もありますが、そのときは利用できる時間をご案内させていただいております。

続きまして、2点目の利用登録状況及び利用状況について、町別での登録者数と1日平均の利用者数及び吉野川医療センターの予約状況についてお答えをいたします。

5月末現在の利用登録者数といたしましては、全体で646人、内訳といたしまして、吉野町の方で67名、土成町の方で112名、市場町283名、阿波町で184名となっております。これまでご利用いただいた実績につきましては、4月、5月の運行日数は39日で、乗車人数は707人の方にご利用いただいております、1日平均の利用者数は約18人となっております。

ご質問の吉野川医療センターの予約状況につきましては、乗車された方が35人、降車された方が38人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁では、遅くなる場合は1時間前での変更、キャンセルが可能ということで安心しました。また、利用できる時間帯の案内もしているということで、市民に寄り添った対応もできていると感じました。

2点目についても、順調に推移し、市民に認知され、市民の足となりつつあると感じています。

しかしながら、学生や健常者の利用ができることをまだ知らない方もたくさんいます。引き続き、広報やACNでの宣伝活動を要望したいと思います。

また、デマンド型乗り合い交通の充実で、免許返納も一層進むと感じました。半面、いろいろ調べてみると、免許を返納したくてもできない方もたくさんいることがわかりました。阿波市の基幹産業は農業であり、農業には生産から出荷までトラックが必要です。高齢化や後継者不足など、免許を返納したくてもできない人もたくさんいることを忘れてはならないと思います。

そこで、国や自治体は、運転を続ける高齢者ドライバーに対して、先進安全装置ASVの購入や買い換えを支援する動きが広まりつつあります。また、一部の自治体では、現在乗っている車に取りつけるワンペダルに補助金を出しているところもあります。熊本県玉名市と岡山県美咲町です。6月4日には、東京の小池知事が都議会定例会の所信表明で、高齢運転者の事故が社会問題となっている、事故防止の手を迅速に打たねばならないと強

調。安全運転の確保や運転免許の自主返納への理解に努めるとともに、緊急対策として急発進を防ぐなど、事故防止に効果的な装置の取り付けに対する補助金を新たに実施すると明言したとあります。農業従事者以外でも、仕事の中で運転免許を必要とする高齢者ドライバーはたくさんいます。限られた財源から補助金を出すことは難しいと思いますが、急発進を抑制するさまざまな手段があることを、関係機関と協力して市として発信することも大切ではないでしょうか。今後、検討課題の一つとしていただければと思います。

以上の内容について答弁は不要です。

○議長（森本節弘君） 1問目、終わりですか。

（3番後藤 修君「1問目、終わりました」と呼ぶ）

わかりました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

後藤修君。

○3番（後藤 修君） 次の質問に移ります。

2問目の選挙投票率向上について。

徳島県議会議員選挙、2019年4月7日投票の阿波選挙区、投票率57.15%とかなり低い投票率となりました。他の市町村では、投票率を上げるために、まずは選挙を親しみやすいものにする努力がされています。まず、移動投票所や投票所の立会人を高校生や新成人にする取り組みや、議会そのものを知ってもらうために、子ども議会などが上げられます。本市でも、実際に利用される投票箱を使つての生徒会選挙時における投票箱、記載台等の貸し出しも行っていると伺っています。

質問として、若年層の投票率の向上を目的として、市ではどのように取り組みをしているか。

以上、答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 後藤議員の一般質問、選挙投票率向上について、若年層の投票率の向上を目的として市ではどのような取り組みをしているのかとのご質問にお答

えをさせていただきます。

平成28年7月の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、本市では18歳、19歳の約700の方が新たに有権者となりましたが、投票率は全国的に低い傾向にあり、とりわけ若年層の投票率は低く、政治や選挙に対する意識の向上が課題となっております。こうしたことから、本市におきましては、主権者教育の一環といたしまして、阿波西高校と阿波高校において新しく選挙権を得る高校2年生を対象に毎年選挙スクールを実施しております。選挙スクールでは、選挙制度の説明とともに、選挙で使用する投票箱や記載台等の機材を使って、実際に生徒に模擬投票を行ってもらい、選挙の仕組みや投票の流れを知ってもらうことで、政治や選挙に関心を持ってもらうと同時に、投票へ行くことへの不安感を和らげることができると考えております。また、若い世代の方に選挙をより身近なものに感じてもらうため、18歳、19歳、20代の方の投票立会人の募集を市の広報紙やホームページを通じて行っているところでございます。そのほかにも、成人式におきまして、新成人向けのリーフレットの配布や選挙時には18歳、19歳の方を対象に選挙啓発用のはがきを送付させていただき、投票参加の呼びかけを行っております。

今後におきましても、若者を初め、有権者の一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての一票の権利を大切に行使していただくよう、引き続き啓発活動や主権者教育を推進し、投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） さまざまな取り組みがされていることは承知しました。しかしながら、高齢化が進んでいる本市で、4年前から期日前投票所が1カ所になり、それをふやしてほしいという声もたくさんあります。東西に1カ所ずつでも、高校もしくは高校の近隣で、数日でも試験的に期日前投票所を設けることも検討していただければと思います。この件についての要望は答弁として不要です。

次の質問に移ります。

3問目の公衆トイレや公衆Wi-Fiについてです。

最近では、お遍路さんの中でも、海外の旅行者の方を阿波市内でもよく見かけます。その中で、お遍路さんや旅行者の方が安心して阿波市に来ていただく必要条件として、快適に利用していただけるトイレがどこにあるか知っていただくこともおもてなしの一つでは

ないでしょうか。海外に行くと、日本のトイレの品質の高さがわかると思います。そのトイレがどこにあるかわからなければ、使っていただけることもできません。そこで、私もインターネットで徳島県のホームページや徳島県観光協会のホームページでトイレの情報を調べましたが、トイレマップと言えるものはありませんでした。唯一あったのが、四国八十八カ所遍路道世界遺産登録推進協議会のホームページです。

議長に許可をいただいておりますので、パネルを提示します。（パネルを示す）これが、先ほど言いました四国八十八カ所霊場の遍路道世界遺産登録推進協議会のホームページです。このホームページの中に、遍路道とトイレ位置案内図というページがあります。徳島県内の遍路道とトイレ位置案内図をあけてみると、電子国土事務局、国土交通省、国土地理院の地理院地図のシステムを利用して四国遍路に関する各種地図情報の提供ページがあります。

これは、ページの阿波市部分を拡大したものです。表示されているのはわずか4カ所。4カ所の内訳は、土成町1カ所、残りの3カ所は市場町になっています。その詳細の内容がこちらになります。（パネルを示す）土成町の方は阿波市役所土成支所、市場町の部分で1点目が大月公園便所、市場町2点目は切幡地区便所、3点目が八幡地区公衆便所となっております。このたった4カ所しかこのホームページでは紹介されていません。この遍路道沿いの一部のトイレの紹介で、トイレマップとしては物足りないものでした。公衆トイレとは、使用者を特定せず広く一般に開放されている、トイレであり、お遍路さんや観光客の方々に場所や内容を広く知っていただくことは非常に重要ではないでしょうか。

1点目の質問、公衆トイレマップを市のホームページで紹介できないか。

次いで、2点目の質問に入ります。

この阿波市に来ていただいたお遍路さんや観光客の皆さんに阿波市のよさを知っていただき、容易にそれらを情報発信する手段として、SNS、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムを利用しやすい環境を設ける必要もあるのではないのでしょうか。その一つとして、フリーWi-Fiマップなども紹介できないのでしょうか。2点目の質問は、講習Wi-Fiについて、市のホームページでも紹介できないか。

以上2点を順次答弁願います。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 後藤議員の一般質問の3問目、公衆トイレや公衆Wi-Fiについての1点目、公衆トイレマップを市のホームページで紹介できないかのご質問

に答弁させていただきます。

本市には、阿波の土柱を初め、御所のたらいというどんや四国霊場の4カ寺など、豊かな自然や歴史を背景とした観光資源が多く存在しております。近年には、四国霊場八十八カ所が国内外に認知されたこともあり、訪日外国人観光客による歩き遍路を初め、全国から観光客が訪れております。このことから、お遍路さんや観光客などが利用できる公衆トイレを現在道の駅どなりや阿波の土柱周辺、また遍路道沿いに18カ所設置しております。加えて、金清自然公園や庁舎北側の公園、また三木元総理邸跡のおもてなし公園などにも公衆トイレの設置を予定しているところであります。

議員ご指摘のとおり、これら公衆トイレの紹介は大変重要であると認識しております。今年度には、阿波市観光協会と連携し作成しますお遍路観光マップに歩き遍路地図のほか、公衆トイレの位置や休憩場所などの情報を掲載するとともに、インターネットからも閲覧できるよう、本市のホームページからご紹介させていただきます。引き続き、本市ならではのおもてなしにより、お遍路さんを初め、観光客をお迎えできるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(11番 松村幸治君 退出 午後1時11分)

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 後藤議員の2点目のご質問であります公衆Wi-Fiについて、市のホームページで紹介できないかについてのご質問にお答えを申し上げます。

本市では、体育館や公民館など、20カ所の避難所に公衆Wi-Fiのアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備しております。公衆Wi-Fiは、本市を訪れる観光客に対し観光情報を提供するとともに、災害発生時には市民が広く災害情報を収集でき、また家族との連絡にも活用できることから、平時、発災時ともになくってはならないツールとなっております。特に四国霊場八十八カ所のうち4カ所の霊場を有する本市におきましては、お遍路さんに対して、携帯電話などの情報端末を利用していつでも手軽に通信できる環境を整えることはもとより、公衆Wi-Fiの位置情報の提供は大変重要であると認識をさせていただいております。

こうしたことから、本市が設置いたしました公衆Wi-Fiスポット20カ所に加え、民間が設置したWi-Fiスポットを含め、本市のホームページにおいて地図上で位置情報を確認していただくことができます。さらに、発災時には指定避難所にある市内4中学

校を含む6カ所に今年度Wi-Fiスポットを整備することとしており、市内外からの観光客のニーズや発災時の市民の安全・安心につながるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(11番 松村幸治君 入室 午後1時13分)

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） トイレの情報は、お遍路観光マップに取り入れてもらえるということのを伺い、安心しました。同じようなマップを何種類もつくる必要はないと思います。引き続き、観光協会と連携して進めていただければと思います。また、ホームページに掲載する場合、多言語にも対応していただければと思います。

Wi-Fiについても、阿波市のホームページで確認したいと思います。

最後になりましたが、公衆トイレ、公衆Wi-Fiは、答弁いただいたように、発災時にも安全・安心なまちづくりに欠かせないアイテムで、市内外を問わず、その内容の発信を引き続きお願いしたいと思います。

以上で今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森本節弘君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、一般質問を進めます。

次に、14番江澤信明君の一般質問を許可いたします。

江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 14番江澤信明、一般質問を始めさせていただきます。

この10月から消費税が10%に上がり、またそれに対して政府がさまざまな政策を打ち出しております。その中で、重要法案として、幼児教育、保育を無償化する改正子ども・子育て支援法と、また低所得者を対象に高等教育の無償化を図る大学等就学支援法は、今回の国会で成立しております。幼保は今年10月から、また高等教育は来年4月から実施される予定でございます。政府は、年間の対象者に対しまして、幼保は全国で約300万人、また高等教育は全国で75万人と見込み、年間費用を総額1兆5,364億円と試算し、財源には今年10月から予定しておる消費税10%の引き上げに伴う増収分を活用する予定でございます。また、子育て世代や若者の社会保障を手厚くするこういう法案を成立させております。幼保の無償化の対象は、全ての3歳から5歳児、また非課税世帯のゼロ歳から2歳児、幼稚園や保育園、認定こども園などの利用が無料となっております。

す。

また、こういうふうな法案を受けまして、今回の質問に入らせていただきます。

この無償化について、今まで阿波市は他市に先駆けていろんな子ども支援の対策をとっておりますが、今後の阿波市の無償化に対しての取り組みと、そしてまたこれは公立及び私立のこども園に対しての支援法でございますので、その処遇に対しての取り組みについてをお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 江澤議員の一般質問、2点いただいております。

初めに、1問目の幼保無償化についての1点目、阿波市の取り組みについて答弁をさせていただきます。

国においては、幼児教育、保育無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が5月10日に成立し、本年10月より消費税率10%への引き上げにあわせ、3歳から5歳児は原則全員、ゼロ歳から2歳児は低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園、認定こども園の利用料を無償化することとなります。これを受け、本市では国の幼児教育、保育の無償化に先駆け、多子世帯の児童を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳から5歳の児童の保育料を、所得制限を設けず、昨年10月から無料化を実施しています。今回の国の制度改正の無償化対象となる児童数は727人の保育料約2,440万円が減収見込みとなり、この無償化に係る費用負担は国、県、市が応分の負担をすることとなります。幼児教育、保育の無償化の対応については、今後も国の動向を踏まえつつ、事務事業について遅滞なく進めるとともに、保護者に対し制度の概要がはっきり示された時点で早急に周知を行いたいと考えています。

次に、2点目の職員への取り組みについて答弁させていただきます。

今回、幼児教育、保育の無償化により、子どもを保育施設に預ける保護者はふえることとなり、保育士の確保が大きな課題となっています。国においては、待機児童対策として、保育の受け皿を整備し、保育士の確保と他の産業との賃金格差を踏まえた保育士の処遇改善に取り組んでいます。具体的には、民間事業者に対し、国からの給付費として副主任保育士、専門リーダーに月額4万円の処遇改善、職務分野別リーダー、若手リーダーに月額5,000円の処遇改善、保育士等のキャリアアップに要する費用に係る公定価格を加算し、保育士の処遇改善に努めることとしております。現在、本市における臨時職員の給与は日額9,000円で、県内トップクラスとなっておりますが、市内民間事業者の認定

こども園に正規職員として採用されればさらに年収は上がると聞いております。また、来年4月には地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、多様柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保に向け、これまで任用に関する制度が不明確であった嘱託職員や臨時職員などの非正規職員の任用や勤務条件等を明確にするため、新たに会計年度任用職員制度を導入することとなります。新たな任用制度のもと、臨時保育士の処遇については、民間事業者の処遇改善状況や近隣自治体の動向を踏まえ、また市臨時職員の各職種の賃金バランス等を勘案し、改善に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） ただいまの答弁の中で、無償化の対象となる児童数が727人で、保育料約2,440万円の減収となるというふうな答弁をいただきました。

そしてまた、2番目の項でございますが、これは民間の事業者に関しては、専門リーダーでは月額4万円とか、そういうふうな具体的な民間の改正がございますが、阿波市に対しましても、臨時職員とかまた嘱託職員の方々に対しては、会計年度任用制度を導入することになっておりますが、これはそれぞれ職種が違いますが、年数によって、今までは給与もボーナスも臨時職員だったら同じになるというふうなことでございますが、この会計年度任用制度というのは、年数によって給与あるいはまた賞与に対しての増額とか、これはそれぞれ市とかいろんなところの部分によって各市で違ってくると思いますが、各市に負けられないようなこういう任用制度を導入していただきたいと思っておりますので。

また、再問としては、具体的に減収になった部分とかいろんなそういう任用制度によって、具体的に市の財政負担がどうなるのかというふうなことをちょっとお聞きいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 江澤議員の一般質問の幼保無償化についての再問として、具体的に市の財政負担はどうかについて答弁させていただきます。

今回の幼児教育、保育の無償化に伴う市の負担は、私立保育所については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となり、公立の幼稚園、保育所、認定こども園については市が10分の10となりますが、今年度に限り臨時交付金として財政措置されることとなります。来年度からは、消費税率10%への引き上げによる財源を活用することとされ

ており、地方負担については地方交付税で財政措置される予定となっています。

市といたしましても、今回の無償化を契機に、さらなる保育の質の向上と子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） この法案ができてまだ具体的に詳細というのがなかなか政府のほうから提示されておられませんので、具体的な政策の子細までがわかりましたら、ホームページ等で市民の方々に周知していただき、またそれと対象となる子どもさんの保護者に対してのPRをぜひともしていただきたいと思っておりますので、この項に関しましてはこれで終わらせていただきます。

次に、高等教育無償化について。

これは、先ほども申しましたが、法律が今国会で低所得世帯を対象に高等教育の無償化を図る大学等就学支援法が成立しております。これは、大学、短大、また専門学校などの高等教育への進学率は全世帯では8割程度がそういうふうな進学をしております。これに対して、年収270万円未満の住民税非課税世帯を見ると4割程度にとどまっており、経済的な理由で進学を諦める、そういう人たちに対して支援法で、無償化の対象を家計が苦しい世帯に絞り、意欲と能力のある若者に高等教育の機会を保障する趣旨でこの法案が成立しております。

しかし、高校卒業後、進路は大学進学だけでなしに、高校で就職なされる意欲があつて職につかれる方々に対しての不公平感がこれに伴ってありますが、この支援を受けられる学生に対しては勉学への真摯な取り組みと一定の成績を求めていますので、こういう法案が成立したことは経済的に進学をしたいと思っておる方々に対しての一つの希望となっておると思いますので、この点を踏まえまして阿波市において高等教育無償化についてどのように、また県の教育委員会の中で中等教育及びまた高等教育についてを検討してどのように連携しているのか、それをお聞かせ願います。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 江澤議員の一般質問の2問目、高等教育等の無償化についての1点目、県教育委員会との連携についてを、高等教育と中等教育に分けて順次答弁いたします。

高等教育の無償化につきましては、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校に通学

する学生が対象であり、住民税非課税の低所得者世帯の者に対して、令和2年4月から授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給をすることになっており、在学中の学生も対象となります。この制度は、県教育委員会の管轄ではなく、今後において独立行政法人日本学生支援機構から直接高校を通して生徒と保護者に通知が行われる予定でございます。この支給を受けることにより、大学進学を目指す高校生の進路選択の幅が広がるものと考えております。

次に、中等教育であります高校生等に対する支援制度につきましては、平成26年度から高等学校等就学支援金と高校生等就学給付金の2つの支援制度において開始されているところでございますけれども、来年度から私立高校に通う生徒の就学支援金の上限額引き上げが行われることになりました。この制度は、審査等も含め徳島県教育委員会の管轄であり、リーフレットが先日市の教育委員会にも届き、各中学校にも送付される予定となっております。阿波市内4中学全ての生徒たちが安心して将来の夢に向かってチャレンジできるよう、県教育委員会ともしっかりと連携をしながら周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（森本節弘君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 高等教育の授業料免除については、具体的にどのような金額で支援していただけるのか。

また、この間広報阿波では、高校に進学される市独自の支援のリーフレットが載っていました。また、そういうことに関しまして市が独自で行っている支援制度、それをどのように現在受けておられるのか、そういうところを再問したいと思います。

また、高校に関しまして、大学等支援は学生支援機構から直接高校のほうに連絡が行って、阿波市には県立高校が2校ございますが、阿波高校と阿波西高校。このようなところに、学生支援機構からどのような連絡が入っているのか、その点をお聞きしたいと思っております。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 江澤議員から、高等教育等の無償化になると、具体的にどれくらいの支給があるのかというご質問、また市の奨学金について答弁をいたします。

高等教育の授業料等減免につきましては、年額で申しますと、国公立の大学の場合、授業料と入学金を合わせた上限額は82万円であり、私立大学の場合は上限額96万円、専

門学校等の場合は上限額75万円となります。また、給付型奨学金、これは日本学生支援機構が各学生に学生生活を送るのに必要な生活費を給付するものでありまして、年額として国立大学の場合は自宅外で上限額約80万円、私立大学や専門学校等の場合には自宅外で上限額91万円となります。これらの支給を受けるに当たりましては、成績にもよりますけれども、日本学生支援機構の認定の要件としてレポート提出等が必要となる場合もあります。

次に、高校生に対して支援する高等学校等就学支援金につきましては、年収910万円未満の世帯を対象としておりまして、現在県内で約8割の生徒が12万円から30万円の支援を受けております。

また、教科書費等を支援する高校生等奨学給付金といたしましては、住民税非課税の世帯が対象でありまして、3万円から14万円の給付となっております。

市の奨学金につきましては、高等学校で月額9,000円、国立大学で2万円の貸与を行っております。平成30年度では17名の奨学生がおります。

以上、答弁といたします。

(14番江澤信明君「高校に対して連絡が来とるかどうか」と呼ぶ)

大学からですか。

(14番江澤信明君「あ、いや……」と呼ぶ)

○議長(森本節弘君) 小休します。

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

○議長(森本節弘君) 再開します。

○教育長(坂東英司君) 高校のほうに日本学生支援機構から、今現在としてはないと思っておりますけれども、この後いろんな条件がありますよという連絡があると思われます。

○議長(森本節弘君) よろしいでしょうか。

(14番江澤信明君「結構です」と呼ぶ)

江澤信明君。

○14番(江澤信明君) 学生支援機構から直接高校のほうに入って、具体的に内容等が高校のほうにまだ連絡がないと。それとまた、来年4月に入学される方が事前に高校のご推薦あるいはまたレポート提出があるものと考えておりますが、受験に失敗するとかそう

いう方もこれからありますので、これは入学してからの支援でございますので、入学前に、あなたは支援できますよとかそれはまだだめで、来年4月に入学してから学生支援機構が、あなたは支援の対象になっておりますというふうな制度だと思っております。

また、このように、先ほどの具体的な支給金額を見ますと、多分に高額な支援がなされると、これに対してまた学生支援機構は、高校で就職なされる方とか、そういう方もおられますので、厳密に勉学に意欲ある、あるいはまた将来に対してこのような勉強をしたいというふうな学生を支援していただきたいと思っておりますので、不公平感がないように国に対してはご要望したいと思っております。

また、高等、中等教育においては、阿波市が独自に支援している、こういう制度はやっぱり拡充していかなあかんと思っておりますので、中等教育、高校のほうは約8割の方が授業料免除というふうになっておりますので、こういう制度がさまざまに拡充されることを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森本節弘君） これで14番江澤信明君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番原田定信君の一般質問を許可いたします。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 令和元年の第2回定例会もいよいよ最後の一般質問となりました。理事者の方には、お疲れのところとは思いますが、どうぞお答えをいただきたいというふうに思います。

また、今日は冒頭市長のほうから、平成26年3月に覚書が締結されましたところの西長峰の工業団地への立地がスムーズに進んだようで、本当にそれぞれ皆さん方とともに喜びたいと思います。とりわけ阿波町の時代、恐らく市長もそうなんでしょうけれども、阿波町がもともとこの事業に取りかかって以来、大変な、これ一つ間違えれば阿波市のお荷物にもなりかねん元凶の時期もございましたけれども、あえてこのようなお話が結ばれたことを大変私もうれしく思っております。阿波町時代の議員各位も喜びはひとしおじゃないかというふうに思います。また、第1回の定例会の中で市長にこの質問をさせてもらっ

たときに、間もなく大変喜ばしい報告ができるということもお伺いしておりましたし、予想外の成果に心から敬意を表したいと思います。県当局また市の理事者各位におかれては大変なご労苦もなっただんでなかろうかというふうに思います。とりわけ私自身が承知しておるところの建設事業費については、60億円が用意されておるといような話も聞いております。まさにビッグな会社の進出、市民の皆さんとともに喜びたいなというふうに思います。

また、本市においては、特にトマトパーク徳島を初めとするたくさんの企業誘致が成功に結びついております。市長の日程を見ておりますと、最近よく東京のほうで、今日も東京かなと思うぐらい一生懸命東京のほうへ行かれておるんですけども、それらの要望活動が一つ一つ全て成果を結んでおるのかなというふうに思っております。

また、市長のご労苦だけじゃなく、副市長を初めそれぞれの皆さん方の成果が今日の阿波市におけるこれらの大きい成果を生んでおるんでないかというふうなことをつくづく感じました。どうぞ引き続いて、前段申し上げましたけれども、折り返しでございます。あとの半分、一生懸命阿波市の発展のために頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

前段、デマンドバスの運行については、同僚議員のほうから先ほど質問がございました。重なるところは避けて質問させていただき、また違った角度からの分もお聞きしたり、またご提案できたらというふうに思います。

ご案内のように、実験運行を進められてもう2カ月がたっております。もともとこの事業そのものが3年前に企画をされまして、職員の皆さん方の並々ならぬ努力で今実験運行へと進まれております。それまでの間にいろんな紆余曲折があったかと思うんですけども、財源も確保され、このような運行になっておりますことにまず敬意を表したいと思います。

また、デマンド型乗り合い交通という形でスタートしております。しかし、2カ月たって今日見たときに、やはり問題点も多々これからは洗い出されるんでないかなというふうなことを特に感じております。担当する部長のほうからは、今日まで、まだ2カ月の試験運行でございますけれども、感じられたことがございましたら、この際ひとつお聞かせください。お願いします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 原田議員の一般質問、デマンドバスの運行についての1点目であります運行状況について、登録者数及び利用状況ということに関しましてお答えを申し上げたいと思います。

本年の4月から阿波市デマンド型乗り合い交通の実証実験運行を開始しておりますが、5月末現在での利用登録者数は646人となっております。利用状況につきましては、4月の乗降者数が316人、5月が391人であり、1日平均の利用者が4月が15.8人、5月が20.5人となっており、利用者数は徐々にふえていく傾向にあります。利用予約状況を年代別で見ますと、80代の方が一番多く467人、次に多いのが70代の144人となっております、合わせて全体の約91%となっております。利用予約状況を乗降場所で見ますと、最も多く利用されている場所は、乗車場所、降車場所ともに阿波病院が多く、続いて吉野川医療センターとなっております。

続きまして、今後の課題と問題点についてお答えを申し上げます。

今後の課題と問題点と申し上げましても、まだ実験運行2カ月という段階ではございませぬけれども、この点につきましてある程度テーマを持って取り組ませていただいているつもりでございます。

まず、課題と問題点といたしまして、利用者からの要望への対処、利用登録の周知向上、それと利用方法の徹底、それに加えて運転手の確保、運行効率の向上などを考えております。本格運行を見据え、今後2年間の実証実験運行を通じて課題点、問題点、運行内容を検証してまいりたいと、このように考えております。

また、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、可能な限り利用者からの要望を取り込み、本市にとって最適かつ持続可能な地域公共交通体系になるよう制度を構築してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 2カ月現在での実験運行の中でののおおむねお話を伺いさせていただきました。

先ほど同僚議員も申しましたように、本当にまさに全国では毎日のように高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いということで済まされているわけですが、たくさんの本当に痛ましい交通事故が起きております。これは結局都会の人たちのことなんですけれども、一つ間違えれば私どもの身近でいつ起きても不思議でない状況にはありますよね。

ただ、高齢の方とお話しするときに、免許証を返納したいんだけどという、返納することは家族からも勧められてなということを書いてますけれども、返納するというと一気に交通弱者になってしまうということの不安のほうに先に駆られて、やっぱりそれらのことの実行に移せないということがまた大きな悲劇を生まなければいいのになというふうなことをつくづくこの件、毎日のニュースを見ながら身近なところでも思っておるところでもございます。

そうした中で、今前段申し上げたように、デマンド型の乗り合い交通ということでございますけれども、いろいろ実験運行をしていく中で、果たしてこれで今利用状況もお聞きしましたけれども、右肩上がり非常に伸びつつある伸びしろがある事業だというふうに認識はしますけれども、果たしてこれで交通弱者のそれぞれの方々の利用ニーズに十二分に答えられるかどうかどうだろうかということも特に思います。恐らく先進地、変わった地域の情報等も当然入れられておると思うんですけども、今ここで兵庫県養父市に至っては、これらのあり方を若干違ったスタイルでやられておると。ということは、これをNPO法人化しまして、養父市マイカー運転ネットワークということにして、それぞれの個人個人が、タクシーというんじゃないけれども、タクシー会社を基地にして、そこに申し込んだならば、そこから車を派遣していただく。そしてまた、それぞれのマイカーでこの件は運用してますんで、非常に身近にスムーズに使えるような要素があるんでないんだろかなというふうなことを特に思いました。今、本市が捉えておりますところのデマンド型の乗り合い交通、これもこれから先数字を重ねていって実験運行というのはいいことだと思うんですけども、やはりこれからどんどんそういった違ったスタイルでやられておるところの市町村を眺めてみるべきでないだろうかというふうに特に思います。

そういうふうな観点から、部長のほうで、これから先進地の部分を考えながら進めていきたいという考え方があるのかどうなのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 原田議員の再問にお答えをさせていただきたいと思いません。

先ほど来お話をしておりますように、現在のこのデマンド型乗り合い交通は、この4月から始めて約2カ月が経過したばかりでございます。実行に移る前の段階では、さまざまなところのやり方、やりようというふうなものを研究させていただいた経緯もございましたけれども、本市にとりましてはこのやり方が一番よかろうというふうなことで、現在実験

運行をさせていただいているということでございますので、もうしばらくこの状態で、どういう形が、もちろん利用者の皆様からいろんなご要望もあるかと思えますけれども、そういったものを受けて、そして参考にさせていただきながら改善を加えていきたいと、このように考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本節弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今部長から答弁をいただきましたけれども、やはり行政の一番根本というのは住民サービスなんですよね。どのようにサービスをしていくかということが、私はまず行政の基本的な姿勢じゃなかろうかと思うんですけれども、今申し上げたように、いろんな地域がいろんな問題を抱えて、いろんな交通弱者に対する対策を十分とられております。そこらから見たときに、やはり本市がしていますところのデマンド型の乗り合い交通、これもいいかもわからないけれども、もっと踏み込んだところではあるんじゃないかと、そういうふうなひとつ勉強も先進地に学んでいただきたいという要素もあろうかと思えますので、ぜひ今ご答弁いただいたように、前向きにご検討ください。そして、そうすることが市民の幸せにつながっていく、阿波に住んでよかったと言われる町にするためにも、ぜひ担当課のご努力、ご尽力をお願いして、この1項目の質問を置きたいと思えます。

そして、2項目です。

庁舎内禁煙ということについてでございます。

7月1日より実施される、これは通達なんですか、法律なんですか、で進められるようではございますけれども、それに係るところでどのような計画で阿波市は進まれていくのかということとをまずお聞きしたいと思うんです。

それと同時に、私はこのことに関して何回かこの質問をさせてもらいました、この庁舎内における禁煙、喫煙に関しての。今回のこの決定を見たら、もう議員が一生懸命する質問で何なんだろうかなというふうなことを思わざるを得ません。何ら私が申し上げてお願いしてきてそれぞれ訴えてきた中で何ら成果がないときに、今回は国からのご一報だけでも、7月1日からは庁舎内禁煙ということでいく。これ議員が皆それぞれ、今回もたくさんの方が質問してまますけれども、果たして一生懸命勉強して、そして行政に訴えることで一体何ができるのかな、結局考えたら何もできんのかなと。ただ、国からの文書いっちょでそのような制度が生まれてくる、行われるというふうなことに、非常に議員として、今回のこれでむなしさというんですか、そういうふうなものをつくづく感じました。何ぼ

う言うても一緒だったのに、国からの文書いっちょでできるんやなというふうなことをつくづく思ったところが非常に寂しく思っているところでもございますけれども、本市において庁舎内禁煙についてどのようにこの問題について取り組まれるのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 原田議員の一般質問、庁舎内禁煙について、7月1日より実施されるが、どのような計画をされるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご発言がございましたように、この庁舎建設をする際にも、喫煙所等につきましてはさまざまなご意見が議会にもあったことを承知しております。今、このようなことで動いておりますけれども、たばこの煙ということに関して、健康への影響というふうなものが喫煙者本人にとどまらず、他人のたばこの煙による受動喫煙であり、そのことは流産であったりあるいは頭痛、肺炎、肺がんの発生に加えて、虚血性の心疾患等の患者の死亡率やあるいは低体重児の出産発生率が上昇するといった、このような研究結果も発表されているところでございます。

このような状況を背景に、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等の区分に応じて、一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置を定めた健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布されております。この法律は、この7月1日から施行されるわけでございますけれども、改正健康増進法では、学校や病院、行政機関の庁舎等は第一種施設に区分をされまして、屋外に受動喫煙を防止するように必要な措置がとられた場所があります特定屋外喫煙場所以外では敷地内禁煙ということとなります。本市では、庁舎3階にあります2カ所の屋内の喫煙所は閉鎖をいたしまして、受動喫煙の防止をさらに図ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 2点目の質問で、まずお聞きしたいんですけれども、それじゃあ阿波市の及ぶところの今申された庁舎内の禁煙というのはどこどこを対象にされているのか。この庁舎はもちろんそうでしょうけれども、例えば小学校、中学校はもう既になっておるのだろうか、どうだろうかということです。それと、支所があります。それと、公

民館とか集会所もこの対象に入るわけですか。また、給食センター、そしてまた市の所管するところの社会福祉協議会、ここの施設においても庁舎内、いわゆる建物内は禁煙になるんですか。

同時に、またそこらから出てくるところ、この庁舎においてもどこでじゃあ喫煙するのを容認するというか、喫煙場所をどこに求めようとしているのか、そのことをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 原田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、先ほど申し上げましたように、第一種施設と言われるものは学校、病院、あと児童福祉施設、そして行政機関の庁舎等をいうということとなっております。そして、第二種施設というのがございまして、これは事務所や工場、飲食店、こういったところが対象になるということでありまして、いわゆる今申し上げました第二種施設というのは、来年の4月1日から原則屋内禁煙と、このようになるということになっております。

もう一点、今申し上げた第一種施設でありますこの庁舎につきましては、特定の場所で喫煙場所を設けるということで現在考えております。これにつきましては、現在検討中ではございますけれども、こちらの上の屋上を喫煙場所にどうかというふうなことで現在検討しているということでもあります。非常に喫煙する場所もこれはもう限られてくるというふうなことになるかと思っておりますけれども、現在そこで検討をさせていただいております。この施設の整備にはそれなりの条件もございまして、そういったものをクリアしながら考えていきたいと、このように考えています。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今初めて屋上なんていう言葉が出てきたんですけれども、そこまで逃げますかと。そこまで行きますか、屋上まで。いっそそれだったらもう敷地内はもう禁煙にするべきであろうかと私は思いますよ、それは。

今、前段で部長答えられたときのその趣旨の私若干違った方向からお聞きしたいんです。と申しますのは、それぞれの方が仕事をするのは1年間で2,080時間です。2,080時間というのは、どういう計算かというとなら1カ月173時間です、仕事するのは。そうすれば、21.6日の仕事稼働とした場合、これは8時間なんです。庁舎の仕事というのは8時30分から5時15分というふうに私認識をしております。これ8時間ですよ。昼休みは1時間です。これ以上休んだら8時間に到達せんのですよ。これこうなった

ときは非常に私はまずいと思うんですけれども。そのときのことを考えたときに、じゃあたばこを吸う人が屋上へ行こうと、今の分煙室へそうっと、いいですよ、それは。でも、たばこを吸わない人もいてるんですよ。たばこを吸わない人は、お昼がきて、お弁当をいただいて、そしてその時間、生理現象は別としてです、そういう時間帯の中ではできるけれども、たばこ吸われる方というのは恐らく8時間の仕事の時間中に少なくとも1時間はとるでしょう、その中で、たばこの喫煙時間。私が申し上げたいのはそういうことなんです。やはり職場というところは、私は公平でなければならないと思う。たばこ吸う人だけに特権が与えられて、どっかへ行ってリフレッシュしてたばこを吸う。たばこを吸うだけならいいけども、たばこを一服つけて吸うて、さあいのうか、これ3分か5分で帰れるでしょうか、職場。また誰かが来て誰かが火をつけたら、また世間話か何かで、こうでなあ、ああでなあ言よううちにまた来て、恐らく私、30分ぐらいは今の段階でも喫煙室で皆さんおると思う。

先ほど私、休憩になって、ここの喫煙所じゃなしに向こうの喫煙所を見に行ったんですよ。5人、6人の人がやかましいに言うてたばこ吸うてましたよ。そういうことが許されるのかどうかということでしょう。同じ職場の中でたばこ吸う人、吸わない人があるのは、これはいいですよ、それぞれの健康志向の中で。ある女子職員の方は言いましたよ、もう嫌じゃと。もうおらんと思うたら、行ってたばこ吸うてきて、もう20分も30分もして戻ってきて、もうたばこ臭い息を横で吐かれて、これが問題でしょう、私思うんが。これ総務部長に答えてもらうんは気の毒なから、一番前の席でたばこ吸う副市長がお答えください。あの人たばこやめたんですから、人生反省しよるん。副市長はまだ一生懸命吸うてるのにね。今の答えどう思いますか。ほんで、これ最後の質問なんで、何か言い忘れないようにだけ申し上げたいんですよ。そこらは前にも申し上げましたよね。吸う人と吸わない人の公平性をどう保ちますかと、職場の中で。

もう一遍言いますよ。たばこ吸う人は、しょっちゅう外へ行ってたばこが吸える、リフレッシュもできるでしょう。だけど、吸わない人は、お昼が来るまで、終わりの時間が来るまで、トイレに行くのは別として、その時間帯全部そこで我慢しなければならないと。これは公平じゃないですよ、全然。少なくとも、これを続ける以上はやはり私はルールをつくってもらいたい、少なくともルールを。

ほんで、副市長、たばこに関しての質問を私もう最後にしようと思うん。もう後どうなろうと私言いませんので、あとは阿波市の市長以下、副市長、幹部の皆さん方の良識を信

じますよ、これは。この前も良識を信じたんです。私は良識を信じるほうですから。ぜひ改善していただきたい。吸わない人のために、じゃあどうするのか。吸う人は吸わない人のためにどうするのか。これ一番大事なことですよ、職場の均衡を保つ上において大事なことだと思います。この点について、今申し上げたように、もうこの手の質問は二度としないと私申し上げてる。二度とせんでええような納得ができるご答弁をいただきたいと思います。副市長、よろしくお願いします。

○議長（森本節弘君） 原田議員に申し上げます。

再々質問になっております。

（19番原田定信君「わかってます」と呼ぶ）

質問漏れはございませんか。

（19番原田定信君「わからんけど」と呼ぶ）

質問漏れはございませんか。

（19番原田定信君「ないと思います」と呼ぶ）

小休いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（森本節弘君） 再開します。

町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 原田議員の職員の喫煙についての再々問に答弁させていただきます。

この質問内容につきましては、過去にも質問いただきまして、答弁した記憶がございます。ということで、議員のほうが言いたい趣旨は、地方公務員法の第35条の職務専念義務というのがございます。そういった中で、職員の注意力の全てを職務遂行のために傾注するといったことに触れてないかということで、離席をしたり、長時間とは申しませんが、タバコを吸う時間において8時間の勤務時間がかなり減っているというようなことをどうするんだという趣旨と解釈しておりますが、それで構いませんか。

それにつきましては、定義が曖昧なんですけど、頻繁とか長時間職務の席を離れることによって、8時間の労働時間を短くすることで職務専念義務という地公法で定められた部分に、抵触とは申しませんが、そこに触れないかということだろうと思うんですけど、これにつきましては、過去にも答弁したんですけど、曖昧にはなりますが、やはり節度とか

マナーを遵守した吸う権利というのがありますが、やはり公務の一環の時間でございますので、節度とマナーを遵守しながら、吸うというんでないんですけど、そういったルールというか、マニュアルづくりというのを決定ができてないというような原田議員の印象かと思えます。過去にもこういう答弁をしたんですけど、そういったことで7月1日を機に、先ほど総務部長のほうからも答弁いたしました。敷地内禁煙というんでなくて、法的な部分で吸える部分を設けまして、そこで加えてマニュアルを作成して、それに準じた運用をしていきたいというように考えておりますので、ご理解のほどどうかよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 何か知らんけど、半分ごまかされたような、何じゃらわからん、マニュアルはつくるでしょう、これは。少なくとも、もう副市長、あなたを信じますから、私は。あなたならやってくれると思いますから。だけど、一つ間違っても、お願いしておきたいのは——答弁もちろん要りませんよ、もう最後なんで——庁舎の入り口のところに灰皿を置くような、昔の時代に返るようなことのないように、ぜひそれだけは一考をしてください。そして、皆さん、健康のために、かわいい孫のためにも、一日も長く長生きができるように、市長、よろしくどうぞお願いします。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで19番原田定信君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 3 議案第38号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第39号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する  
条例の一部改正について

日程第 5 議案第42号 徳島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の  
減少に伴う徳島縣市町村総合事務組合規約の変更につ  
いて

日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿  
波市一般会計補正予算（第7号）について）

日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿  
波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい  
て）

日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について）

日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について）

日程第11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例等の一部改正について）

日程第12 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第13 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）

○議長（森本節弘君） 次に、日程第3、議案第38号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第13、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計11件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号から承認第8号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

議事の都合により、17日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

19日午前10時から総務常任委員会、20日午前10時から文教厚生常任委員会、21日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は6月25日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時25分 散会